

## 令和7年度 第513回奈良地方最低賃金審議会

令和7年7月11日に奈良労働局長(石崎琢也)は、奈良地方最低賃金審議会(会長 下山朗)に対し、「奈良県最低賃金の改正」についての諮問を行いました。

奈良県最低賃金の改正についての諮問



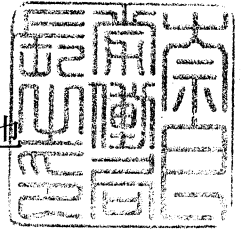
下山会長(左)と石崎局長(右)



奈労発基 0711 第 1 号  
令和 7 年 7 月 11 日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 下山 朗 殿

奈良労働局長  
石崎 琢也



奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、奈良県最低賃金（平成 7 年奈良労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。